

一、相关新法令、新政策

● 关于外国投资者并购境内企业的规定

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部令 2009 年第 6 号

【发布日期】2009-06-22

【实施日期】2009-06-22

【提 示】为保证与《反垄断法》和《国务院关于经营者集中申报标准的规定》相协调，商务部对《关于外国投资者并购境内企业的规定》作如下修改：

- 删除第五章“反垄断审查”；
- 在“附则”中新增一条：“依据《反垄断法》的规定，外国投资者并购境内企业达到《国务院关于经营者集中申报标准的规定》规定的申报标准的，应当事先向商务部申报，未申报不得实施交易。”
- 对部分条款作文字修改。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200907/20090706416939.html>

● 中华人民共和国食品安全法实施条例

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 557 号

【发布日期】2009-07-20

【实施日期】2009-07-20

【提 示】该条例从总则、食品安全风险监测和评估、食品安全标准、食品生产经营、食品检验、食品进出口、食品安全事故处置、监督管理、法律责任及附则等方面，对《食品安全法》进行了细化规定。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

中华人民共和国食品安全法实施条例
http://www.gov.cn/flfq/2009-07/24/content_1373678.htm

国务院法制办负责人答记者问
http://www.gov.cn/gzdt/2009-07/24/content_1373781.htm

● 关于积极开展行业性工资集体协商工作的指导意见

【发布单位】中华全国总工会

【发布日期】2009-07-09

一、関連する新法令、新政策

● 外国投資家が国内企業を買収合併することについての規定

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部令 2009 年第 6 号

【発布日】2009-06-22

【施行日】2009-06-22

【コメント】「独占禁止法」と「事業者の集中申告基準についての国務院による規定」とが互いに調和するよう、商務部は「外国投資家が国内企業を買収合併することについての規定」を次のように改めた。

- 第五章の「独占禁止審査」を削除した。
- 「附則」に次の一条を新たに追加した。「『独占禁止法』の規定に基づき、外国投資家が国内企業を買収合併することで「事業者の集中申告基準についての国務院による規定」に定める申告基準に到達する場合、事前に商務部に申告しなければならない。」「
- 一部の条項の表現を調整した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200907/20090706416939.html>

● 中華人民共和國食品安全法實施條例

【発布機関】国務院

【発布番号】国務院令 第 557 号

【発布日】2009-07-20

【施行日】2009-07-20

【コメント】本条例は総則、食品安全リスクモニタリング及び評価、食品安全基準、食品生産経営、食品検査、食品輸出入、食品安全事故处置、監督管理、法的責任及び附則等の方面から、「食品安全法」について細分化した規定が行われている。

【相关法令全文】下記の URL をクリックしてください。

中華人民共和國食品安全法實施條例
http://www.gov.cn/flfq/2009-07/24/content_1373678.htm

国务院法制办负责人答记者问
http://www.gov.cn/gzdt/2009-07/24/content_1373781.htm

● 業種別の賃金団体交渉を積極的に実施することについての指導意見

【発布機関】中華全国總勞動組合

【発布日】2009-07-09

【提示】 该意见要求各地工会大力开展行业性工资集体协商工作，在同行业企业相对集中的区域，由行业工会组织代表职工与同级企业代表或企业代表组织，就行业内企业职工工资水平、劳动定额标准、最低工资标准等事项，开展集体协商，签订行业工资专项集体合同。相关安排如下：

重点区域	同一行业的企业，特别是同行业非公有制中小企业、劳动密集型企业相对集中的地区。
协商重点	行业最低工资标准、工资调整幅度、劳动定额和工资支付办法等。
协商和签订合同	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行业工会或企业方以书面形式向对方提出协商要约、或回复要约。 2. 进行行业性工资集体协商，在双方协商一致的基础上形成行业工资集体合同（草案）。建立了行业职工代表大会的地方，行业工资集体合同（草案）应该提交行业职工代表大会讨论通过。 3. 行业工资集体合同签订后 10 日内，工会协助企业方将行业工资集体合同文本（一式三份）及说明，报送当地劳动行政部门审查。 4. 劳动行政部门审查同意后，行业工资集体合同即行生效。 5. 行业工会或企业双方协商代表应将已经生效的行业工资集体合同以适当形式及时向行业内企业和全体职工公布。
协商时间	一般每年进行一次。

【相关法令全文】 请点击以下网址查看：
关于积极开展行业性工资集体协商工作的指导意见

<http://www.acftu.net/template/10004/file.jsp?cid=222&aid=82305>

相关负责人答记者问

http://news.xinhuanet.com/politics/2009-07/22/content_11752561.htm

● **金融业经营者集中申报营业额计算办法**

【发布单位】 商务部、中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会、中国保险监督管理委员会

【发布文号】 商务部等五部门令 2009 年第 10 号

【发布日期】 2009-07-15

【实施日期】 2009-08-14

【法令全文】 请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200907/20090706411759.html>

【コメント】 本意見は各地労働組合に対し、業種別の賃金団体交渉の実施に力を入れ、同業種の企業が相対的に集中する区域では、業種労働組合が従業員を代表し同級企業の代表又は企業代表機関と、業種内企業従業員賃金水準、労働ノルマ基準、最低賃金基準等の事項について、団体交渉を行い、業種賃金個別団体契約を締結するよう求めている。かかる手配は次の通りとされている。

重点区域	同一業種の企業、とりわけ同業種非公有制中小企业、労働集約型企業が相対的に集中する地域。
交渉の重点	業種最低賃金基準、賃金調整幅、労働ノルマ及び賃金支払方法等。
交渉及び協約締結	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業種労働組合又は企業が書面の形式で相手方に交渉の申込みを行い、又は申込に回答する。 2. 業種別賃金団体交渉を行う場合、双方の合意のもとに業種別賃金労働協約（草案）を締結する。業種別従業員代表大会を開催する地域では、業種別賃金労働協約（草案）は業種別従業員代表大会にて討論可決されなければならない。 3. 業種別労働協約の締結後 10 日以内に、労働組合は業種別賃金労働協約の書式（1 式 3 通）及びその説明を、現地の労働行政部門に提出し審査を受けるにあたり協力する。 4. 労働行政部門が審査のうえ同意した後、業種別賃金労働協約は発効する。 5. 業種別労働組合又は企業の双方の交渉代表は発効した業種別賃金労働協約を適切な形式にて業種内企業及び従業員全員に速やかに公表しなければならない。
交渉時期	通常、毎年 1 回行う。

【相关法令全文】 下記の URL をクリックしてください。
業種別の賃金団体交渉を積極的に実施することについての指導意見

<http://www.acftu.net/template/10004/file.jsp?cid=222&aid=82305>

関係責任者による記者質問への回答

http://news.xinhuanet.com/politics/2009-07/22/content_11752561.htm

● **金融業事業者集中申告営業額計算弁法**

【発布機関】 商務部、中国人民銀行、中国銀行業监督管理委员会、中国证券监督管理委员会、中国保險监督管理委员会

【発布番号】 商務部等五部門令 2009 年第 10 号

【発布日】 2009-07-15

【施行日】 2009-08-14

【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200907/20090706411759.html>

● [关于来料加工装配厂转型为法人企业进口设备税收问题的通知](#)

【发布单位】财政部

【发布文号】财关税〔2009〕48号

【发布日期】2009-07-16

【提示】该通知对来料加工装配厂以不作价设备出资设立法人企业过程中涉及的进口设备税收问题进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2009-07/23/content_1372629.htm

● [来料加工組立型工場が法人企業にモデルチェンジし輸入する設備の租税事項についての通知](#)

【発布機関】財政部

【発布番号】財関税〔2009〕48号

【発布日】2009-07-16

【コメント】本通知は、来料加工組立工場が価格設定しない設備にて出資し法人企業を設立する過程で輸入する設備の租税事項について、規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2009-07/23/content_1372629.htm

● [关于开展注册登记企业信息核查和数据清理工作的公告（上海）](#)

【发布单位】上海海关

【发布文号】上海海关公告 2009 年第 5 号

【发布日期】2009-07-15

【提示】根据该公告，上海海关自 2009 年 07 月 15 日起，开展注册登记企业信息核查和数据清理工作，要求在上海海关注册登记的进出口收发货人、报关企业以及加工生产企业下载《[海关注册登记企业信息核查表](#)》，填写并加盖公章后，于 2009 年 08 月 31 日前递交各企业注册主管海关。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab5707/module16158/info178244.htm>

● [登録登記企業の情報調査及び数値整理作業を実施することについての公告（上海）](#)

【発布機関】上海税関

【発布番号】上海税関公告 2009 年第 5 号

【発布日】2009-07-15

【コメント】本公告によると、上海税関が 2009 年 7 月 15 日より、登録登記企業の情報調査及び数値整理作業を実施し、上海税関に登録登記した輸出入荷送人荷受人、通関企業及び加工生産企業は「[税関登録登記企業情報調査表](#)」をダウンロードし、関係事項を記入の上公印を押捺した後、2009 年 8 月 31 日までに各企業登録主管税関に提出するよう求めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab5707/module16158/info178244.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● [《国务院关于修改〈工伤保险条例〉的决定（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，国务院法制办公室公布《[国务院关于修改〈工伤保险条例〉的决定（征求意见稿）](#)》，征求社会各界意见（截止日期为 2009 年 08 月 15 日）。该征求意见稿内容包括：

1. [调整工伤认定范围。](#)
 - [删除上下班途中受到机动车事故伤害认定为工伤的规定。](#)

二、関連する新情報

● [『『労災保険条例』を改正することについての国务院による決定（意見募集案）』がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国务院法制办公室は「[『労災保険条例』を改正することについての国务院による決定（意見募集案）](#)」を公布し、社会各界の意見を募集している（募集締切日は 2009 年 8 月 15 日）。本意見募集案の内容は主に次のとおりである。

1. [労災認定の範囲を調整する。](#)
 - [通退勤途中に負ったエンジン付車両事故](#)

- 删除因违反治安管理行为和违反道路交通安全管理行为导致事故伤害的这两种不得认定为工伤的情形。
- 2. 简化工伤认定、鉴定以及争议处理程序。
 - 增加及时报告制度。
 - 取消行政复议前置程序。
 - 简化存在劳动关系争议的工伤认定程序。
 - 明确再次鉴定和复查鉴定的时限。
- 3. 加大对不参保用人单位的处罚力度(增加罚款、收取滞纳金、申请人民法院强制执行等措施)。
- 4. 加强对未参保职工的权益保障。用人单位参加工伤保险并补缴欠缴的工伤保险费、滞纳金及罚款后,由工伤保险基金和用人单位按照该条例的规定支付新发生的费用。
- 5. 提高工亡待遇标准。
- 6. 其他修改内容(包括:将由用人单位支付的一次性工伤医疗补助金、住院伙食补助费和工伤职工到统筹地区以外就医的交通食宿费改为由工伤保险基金支付等)。

(里兆律师事务所 2009 年 07 月 24 日整理编写)

- の傷害を労災とする規定を削除した。
- 治安管理中に違反する行為及び道路交通安全管理中に違反する行為によって招くこの 2 通りの事故傷害は労災の状況に認定してはならないという内容を削除した。
- 2. 労災の認定、鑑定及び紛争処理過程を簡素化した。
 - 遅滞なく報告するという制度を追加した。
 - 行政不服審査という前置手続を廃止した。
 - 労使紛争における労災認定手続を簡素化した。
 - 再鑑定及び再検査鑑定の期限を明確にした。
- 3. 保険に加入しない雇用者に対する処罰を強化した。(罰金、滞纳金を科し、人民法院の強制執行申立等の措置を追加した)。
- 4. 保険に未加入の従業員の権益保障を強化した。雇用者が労災保険に加入し、尚且つ未払いの労災保険料、滞纳金及び罰金を追納した後、労災保険基金と雇用者が当該条例の規定に基づき新たに発生する費用を支払う。
- 5. 労災による死亡時の待遇基準を引き上げた。
- 6. その他の修正内容(雇用者が一括して支払う労災医療補助金、入院時の食費補助金及び労災に遭った従業員が計画配された地域以外で医者にかかった場合の交通費、食費、宿泊費は労災保険基金が支払う等を含む)。

(里兆法律事務所が 2009 年 7 月 24 日付で作成)

● 上海市将再次下放外资项目审批权限

据上海市商务委员会主任沙海林表示,自 2009 年 08 月 01 日起,上海市将再次下放外资项目审批权限,将投资总额 1 亿美元以下的鼓励类、允许类外资项目审批权限下放给各区县(有专项规定的除外)。在此之前,区县审批权限为 3000 万美元以下。另外,上海市还将下放部分有专项规定的外资项目审批权限。

(里兆律师事务所 2009 年 07 月 24 日整理编写)

● 上海市は外資プロジェクトの審査許可権限を再び委譲する

上海市商務委員会の沙海林主任が明らかにしたところでは、2009 年 8 月 1 日から、上海市は外資プロジェクトの審査許可権限を再び委譲し、投資総額が 1 億米ドル(以前、各区県の審査許可権限は 3000 万ドル)以下の奨励類、許可類の外資プロジェクトの審査許可権限を各区県に委譲する(個別規定がある場合はこの限りでない)。また、上海市はさらに個別規定のある外資プロジェクトの審査許可権限も一部委譲する。

(里兆法律事務所が 2009 年 7 月 24 日付で作成)

● 上海市总工会通知: 高温停工缩时不得降低工资

日前,上海市总工会发布紧急通知,提醒用人单位应当根据实际情况适当调整作息时间,采取措施以保证职工的生命安全。另外,用人单位应按规定向劳动者发放高温津贴,不得因高温缩短工时扣减职工工资。在高温、高湿场所因工作原因引起中暑,经有关机构诊断为职业病的职工,可依法享受工伤保险待遇。

● 上海市総労働組合は、高温を理由に生産停止し就業時間を短縮させる場合に賃金を引き下げてはならないと通知した

先頃、上海市総労働組合は緊急通知を發布し、雇用者は実際の状況に基づき休憩時間を適切に調整し、従業員の生命の安全を保障するための措置を講じなければならないとした。また、雇用者は規定に基づき労働者に高温作業手当を支給しなければならない、高温を理由に就業時間を短縮したからといって従業員の賃金からその分を差し引いてはならない。高温、高湿の

(里兆律师事务所 2009 年 07 月 24 日整理编写)

● 落户上海市的外商总部经济机构已超过 700 家

据上海市商务委员会统计, 2009 年以来, 外商在上海市新设立总部经济机构 31 家, 使落户上海市的外商总部经济机构总数已达 707 家 (其中, 跨国公司地区总部 240 家, 投资性公司 183 家, 研发中心 284 家)。

(里兆律师事务所 2009 年 07 月 24 日整理编写)

● 外商投资企业合并、分立涉税事项的简要分析

■ 企业合并、分立的定义

根据中国法律规定, 以及政府部门实务管理要求, 企业合并、分立通常是指:

序号	名称	定义
1	合并	<ul style="list-style-type: none"> - 一家或者多家企业 (以下简称“被合并企业”) 将其全部资产和负债转让给另一家现存或者新设企业 (以下简称“合并企业”), 被合并企业股东换取合并企业的股权或非股权支付, 实现两个或两个企业的依法合并。 - 如果合并企业为现存企业, 则该合并为吸收合并; 如果合并企业为新设企业, 则该合并为新设合并。
2	分立	<ul style="list-style-type: none"> - 分立, 是指一家企业 (以下简称“被分立企业”) 将部分或全部资产分离转让给现存或新设的企业 (以下简称“分立企业”), 被分立企业股东换取分立企业的股权或非股权支付, 实现企业的依法分立。 - 如果被分立企业不再存续, 则该分立为新设分立; 如果被分立企业仍存续, 则该分立为存续分立。

場所における業務に起因して熱射症になった場合、関係機関より職業病と診断された従業員は、法に準拠して労災保険が適用される。

(里兆法律事務所が 2009 年 7 月 24 日付で作成)

● 上海市に登録される外商本部経済機関はすでに 700 社を超えた

上海市商務委員会の統計によると、2009 年より、外商が上海市に新たに設立した本部経済機関は 31 社であり、上海市に登録される外商本部経済機関の数はすでに 700 社に達した (そのうち、多国籍会社の地域本部は 240 社、投資性会社は 183 社、R&D センターは 284 社である)。

(里兆法律事務所が 2009 年 7 月 24 日付で作成)

● 外商投資企業の合併、分割過程で発生する税務事項についての簡潔な分析

■ 企業合併、企業分割の定義

中国の法律規定及び政府部門による実務管理上の要求によると、企業合併、企業分割の定義は、通常、以下のとおりである。

番号	名称	定義
1	合併	<ul style="list-style-type: none"> - 1 社又は複数の企業 (以下「被合併企業」という) がすべての資産及び負債を別の現存し又は新設する企業 (以下「合併企業」という) に譲渡し、被合併企業の出資者が合併企業の持分又は出資以外の資産による支払いを受け、2 社以上の企業が法に準拠した合併を実現させること。 - 合併企業が現存企業の場合、当該合併は吸収合併であり、合併企業が新設企業の場合、当該合併は新設合併である。
2	分割	<ul style="list-style-type: none"> - 企業分割とは、ある企業 (以下「分割企業」という) が、資産の一部又はすべてを分離独立させ、現存し又は新設する企業 (以下「分割継承企業」という) に譲渡し、分割企業の出資者が分割継承企業の持分又は出資以外の資産による支払いを受け、企業が法に準拠した分割を実現させること。 - 分割企業が消滅する場合、当該分割は新設分割であり、分割企業が存続する場合、当該分割は存続分割である。

■ 企业合并、分立涉税概要

企业合并、分立业务，理论上可以分为如下两个层次的业务（实践中，相关政府手续通常可以同时办理），其相关涉税情况，简要列表分析如下：

序号	业务	涉税概要
1	资产转移	<ul style="list-style-type: none"> - 资产（例如存货、固定资产、无形资产等）由被合并企业转入合并企业，或者由被分立企业转入分立企业。 - 该项资产转移通常为概括转让（权利和义务均转让），且通常无需支付对价。 - 中国税法目前对该项资产的概括转让，通常免予（不予）征税。
2	股权变动	<ul style="list-style-type: none"> - 在企业合并、分立过程中，还可能会发生股权变动，即，部分股东可能会转让其在被合并企业、被分立企业中的股权。 - 如因股权变动而取得相关所得，则股东通常应当缴纳企业所得税、印花税（请参见备注）。

备注：

1. 企业所得税=(股权转让金—股权成本价)×企业所得税税率(通常税率为 25%；外国企业税率为 10%)
值得注意的是，企业（外国企业除外）股权转让所得，通常应当纳入全年所得计算缴纳所得税。
2. 印花税=股权转让金×0.05%

■ 企业合并、分立后以往年度亏损弥补

关于外商投资企业合并、分立后以往年度亏损弥补（本文所述“亏损弥补”均指税前利润弥补亏损，税后利润弥补亏损通常并无限制），根据国家税务总局《关于外商投资企业合并、分立、股权重组、资产转让等重组业务所得税处理的暂行规定》（1997 年 01 月 01 日起施行）：

1. 合并前各被合并企业尚未弥补的亏损，可以在法定亏损弥补年限（5 年；下同）的剩余期限内，由合并企业逐年延续弥补；
2. 分立前被分立企业尚未弥补的亏损，按照分立协议的约定由各分立企业分担的数额，可以在法定亏损弥补年限的剩余期限内，由各分立企业逐年延续弥补。

即，根据上述规定，外商投资企业合并、分立后，相关亏损可以由合并企业、分立企业逐年延续弥补亏损。在《中华人民共和国企业所得税法》（2008 年 01 月 01 日起施行；以下简称“新《企

■ 企业合并、企业分割において発生する税務事項の概要

企業の合併、分割業務は、理論的には以下のとおり 2 つの次元の業務に分けることができ（実務上かかる政府手続は、通常、並行して進めることができる）、かかる税務事項の状況を下表にて簡潔に分析する。

番号	業務	税務事項の概要
1	資産移転	<ul style="list-style-type: none"> - 資産（例えば、在庫、固定資産、無形資産等）は被合併企業から合併企業に移転し、又は分割企業から分割継承企業に移転する。 - 当該資産移転は、通常、包括的に譲渡（権利と義務の両方の譲渡）するものであり、しかも通常は、対価を支払う必要がない。 - 中国税法では、現在、当該資産の包括的な譲渡に対し、通常、徴税を免除する（徴税しない）。
2	持分の変動	<ul style="list-style-type: none"> - 企業合併、企業分割の過程において、持分の変動が生じることもあり、即ち、一部の出資者は、自己の被合併企業、分割企業における持分を譲渡することがある。 - 持分の変動により、かかる収入を得た場合、出資者は通常、企業所得税、印紙税を納付しなければならない（備考を参照）。

備考：

1. 企業所得税=(持分譲渡金—持分原価)×企業所得税税率(通常、税率は 25%であり、外国企業の税率は 10%である。)
注意すべき点として、企業(外国企業を除く)持分譲渡益は、通常、年間収益に計上して納付する企業所得税を計算することになる。
2. 印紙税=持分譲渡金×0.05%

■ 企業合併、企業分割後における繰越欠損金の補填

外商投資企業の合併、分割後における繰越欠損金の補填につき（本文にいう「欠損金の補填」はいずれも税引前利益による欠損金補填をいい、税引後利益による欠損金補填は通常制限はない）、国家税務総局による「外資投資企業の合併、分割、持分再編、資産譲渡等の再編業務の所得税処理に関する暫定規定」（1997 年 1 月 1 日より施行）によると次のとおりである。

1. 合併前の各被合併企業が補填を終えていない欠損金は、法で定められた欠損金補填年限(5 年であり、以下同じ)の残りの期間内で、合併企業が年を追って補填を延長することができる。
2. 分割前の分割企業が補填を終えていない欠損金は、分割合意書の約定に基づき各分割継承企業が分担する金額は、法で定められた欠損金補填年限の残りの期間内で、各分割継承企業が年を追って補填を延長することができる。

业所得税法》”)颁布后,国家税务总局又在2009年04月30日颁布了配套规定,即《关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知》(该通知追溯至2008年01月01日起施行;以下简称“《通知》”)。

根据《通知》规定,通常情况下,企业(包括外商投资企业)合并后,被合并企业的亏损不得在合并企业结转弥补;企业(包括外商投资企业)分立后,相关企业的亏损不得互相结转弥补。只有在符合如下法定条件的前提下,才能按照法定的限额/方式结转弥补亏损:

序号	名称	适用条件	弥补限额/方式
1	合并	<ul style="list-style-type: none"> - 企业股东在该企业合并发生时取得的股权支付金额不低于其交易支付总额的85%,以及同一控制下且不需要支付对价的企业合并; - 在法定亏损弥补年限的剩余期限内; - 其它法定条件。 	<ul style="list-style-type: none"> - 可由合并企业弥补的被合并企业亏损的限额=被合并企业净资产公允价值×截至合并业务发生当年年末国家发行的最长期限的国债利率。
2	分立	<ul style="list-style-type: none"> - 被分立企业所有股东按原持股比例取得分立企业的股权,分立企业和被分立企业均不改变原来的实质经营活动,且被分立企业股东在该企业分立发生时取得的股权支付金额不低于其交易支付总额的85%; - 在法定亏损弥补年限的剩余期限内; - 其它法定条件。 	<ul style="list-style-type: none"> - 按分立资产占全部资产的比例进行分配,由分立企业继续弥补。

由此可见,根据《通知》规定,外商投资企业合并、分立后,在亏损弥补方面有了较大的变化,即,对亏损弥补方面作出了一定的限制。

即ち、上述の規定によると、外商投資企業の合併、分割後、かかる欠損金は、合併企業、分割繼承企業が年を追って欠損金の補填を延長することができる。「中華人民共和国企業所得税法」(2008年1月1日から施行。以下、新「企業所得税法」という)の発布後、国家税務総局は、2009年4月30日に関連規定である「企業再編業務の企業所得税を処理するにあたっての若干事項についての通知」(当該通知は2008年1月1日に遡って施行する。以下「通知」という)を新たに発布した。

「通知」の規定によると、通常の場合においては、企業(外商投資企業を含む)合併後、被合併企業の欠損金は、合併企業において繰越補填をしてはならない。企業(外商投資企業を含む)分割後、関係する企業の欠損金は、相互に繰越補填をしてはならない。下記の法定条件に適合する場合に限り、法定の限度額/方法にて欠損金の繰越補填を行うことができる。

番号	名称	適用条件	補填限度額/方法
1	合併	<ul style="list-style-type: none"> - 企業出資者が当該企業合併発生時に取得する持分支払金額がその取引支払い総額の85%を下回らず、同一支配下であり尚且つ対価を支払う必要のない企業合併である。 - 法定欠損金補填年限の残りの期限内である。 - その他法定条件。 	<ul style="list-style-type: none"> - 合併企業が補填することができる被合併企業の欠損金の限度額=被合併企業の純資産の公正価値×合併業務発生時の当期末において国家が発行する最長期間の国债の利率。
2	分割	<ul style="list-style-type: none"> - 分割企業のすべての出資者はもとの持株の比率にて分割企業の持分を取得し、分割繼承企業と分割企業はいずれももとの実質的経営活動を変更せず、尚且つ分割企業出資者の当該企業分割発生時に取得する持分支払金額が当該取引支払総額の85%を下回らない場合。 - 法で定められた欠損金補填年限の残りの期限内である。 - その他法定条件。 	<ul style="list-style-type: none"> - 分割資産は総資産に占める割合にて分配し、分割繼承企業が補填を継承する。

以上から、「通知」の規定によると、外商投資企業の合併、分割後において、欠損金の補填について大きな変化が生じており、つまり、欠損金の補填については一定の制限が設けられていることが分かる。

■ 企业合并、分立后税收优惠处理

中国新《企业所得税法》施行后，对原外商投资企业所得税优惠政策作出了调整，其中对优惠税率的适用规定了一定的优惠过渡期、从2008年开始计算“两免三减半”优惠期等。

在企业合并、分立后税收优惠处理方面，《通知》也作出了如下限制：

序号	名称	限制
1	合并	- 在企业吸收合并中，合并后的存续企业性质及适用税收优惠的条件未发生改变的，可以继续享受合并前该企业剩余期限的税收优惠，其优惠金额按存续企业合并前一年的应纳税所得额（亏损计为零）计算。
2	分立	- 在企业存续分立中，分立后的存续企业性质及适用税收优惠的条件未发生改变的，可以继续享受分立前该企业剩余期限的税收优惠，其优惠金额按该企业分立前一年的应纳税所得额（亏损计为零）乘以分立后存续企业资产占分立前该企业全部资产的比例计算。

根据《通知》的上述规定可见，只有吸收合并、存续分立时，才可以在上述法定限制范围内，继续享受原税收优惠；新设合并、新设分立，不得享受原税收优惠。当然合并、分立后形成的合并企业、分立企业如果符合享受新的税收优惠的条件，则可由该合并企业、分立企业以自己名义单独申请并享受新的税收优惠政策。

综上所述，中国新《企业所得税法》以及相关配套规定的颁布和施行，改变了内、外资企业在所得税方面不统一的局面，在一定程度上，逐步取消或者减少了外商投资企业的税收优惠政策，其中也不可避免地影响了企业合并、分立的税收政策。虽然如此，外商投资企业在企业合并、分立过程中，仍可以结合业务需要，根据实际情况，选择节税的模式。

备注：请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：
《中华人民共和国企业所得税法》

http://www.gov.cn/flfq/2007-03/19/content_554243.htm

《关于外商投资企业合并、分立、股权重组、资产转让等重组业务所得税处理的暂行规定》

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554169/998613.html>

■ 企业合并、企业分割後の租税優遇措置の取扱い

中国の新「企業所得税法」が施行された後、従来の外商投資企業所得税の優遇措置が調整され、優遇税率の適用については、一定の移行措置期間を設けること、2008年から「二免三減半」の優遇措置期間を計算することなどが規定された。

企業合併、分割後の租税優遇措置の取扱いにおいて、「通知」は以下の制限を設けている。

番号	名称	制限
1	合併	- 企業吸収合併において、合併後の存续企業の性質及び租税優遇措置の条件適用に変化がない場合、合併前の企業の残余期間の租税優遇措置を継承して受けることができ、その優遇金額は存续企業の合併前一年間の課税所得額（欠損を0とする）にて計算する。
2	分割	- 企業存续分割において、分割後の存续企業の性質及び租税優遇措置の条件適用に変化がない場合、分割前の企業の残余期間の租税優遇措置を継承して受けることができ、その優遇金額は、当該企業分割前の一年間の課税所得額（欠損を0とする）に分割後の存续企業の資産が分割前の当該企業の全資産に占める比率を掛けて計算する。

「通知」の上述の規定からは、吸収合併、存续分割の場合にのみ、上述した法で定められた制限範囲内にて、もとの租税優遇措置を継承して受けられるということがわかる。新設合併、新設分割は、もとの租税優遇措置を継承することができない。勿論、合併、分割後に形成された合併企業、分割企業が新たな租税優遇措置享受条件に適合する場合は、当該合併企業、分割企業は、自己の名義にて個別に申請し、新たな租税優遇措置を受けることができる。

以上から、中国の新「企業所得税法」及びかかる関連規定が公布、施行されたことにより、内資、外資企業の所得税が一本化されていなかったという状況が改められ、大なり小なり、外商投資企業の租税優遇措置が段階的に取消し又は制限され、企業合併、分割の租税優遇措置にも影響が及ぶこととなった。しかしながら、外商投資企業の企業合併、分割の過程においては、従来通り、業務上の必要に応じ、実情に照らして、節税パターンを選択することができる。

備考：法令の全文をご覧になる場合は、下記のURLをクリックして下さい。

「中華人民共和国企業所得税法」

http://www.gov.cn/flfq/2007-03/19/content_554243.htm

「外資投資企業の合併、分割、持分の再編、資産譲渡等の再編業務の所得税の処理に関する暫定規定」

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n4>

《关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知》

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9037699.html>

（里兆律师事务所 2009 年 06 月 11 日整理编写）

[80979/n554169/998613.html](http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9037699.html)

「企業再編業務の企業所得税を処理するにあたっての若干事項についての通知」

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9037699.html>

（里兆法律事務所が 2009 年 6 月 11 日付で作成）